名古屋市多文化共生推進プラン

ことば くらし ちいき ~3つの**きずな**づくりに向けた指針~

> 平成 24(2012)年 3 月 名 古 屋 市

目次

		-
1. プラン	/策定方針······	2
1 — 1	プランについて	2
1 – 2	計画期間	2
2. 基本的	りな考え方······	3
2 - 1	多文化共生推進の意義	3
2-2	プランの目標と施策の方針	4
3. 施策の)展開	6
施策方釒	^{十3−1} コミュニケーション支援	6
3-1-1	地域における情報の多言語化	6
3-1-2	日本語及び日本社会に関する学習支援	8
3-1-3	防災1	0
施策方釒	十3 - 2 生活支援1	2
3-2-1		2
3-2-2		3
3-2-3	労働環境1	5
3-2-4	保健・医療・福祉1	6
施策方釒	†3-3 多文化共生の地域社会づくり1	8
3-3-1	地域社会に対する意識啓発1	8
3-3-2	外国人市民の自立と社会参画2	20
4. プラン	・ レ推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	22
4 — 1	実施計画の策定2	22
4 — 2	庁内における推進体制の整備2	22
4 – 3	関係機関との連携2	22
資料編···		23

はじめに

名古屋市は、ものづくり産業が多く集積する名古屋大都市圏の中枢都市として、また商業の中心地として、多くの外国籍の人々が住んでいます。平成元(1989)年末時点で33,377人であった名古屋市の外国人登録者数は、平成22(2010)年末時点で67,154人であり、人口の約3%を占める割合となっています。また、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者など、日本国籍であっても外国文化を背景に持つ人々もみうけられます。

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共にしあわせに生きていくことのできる多文化 共生のまちづくりは、名古屋市が、市民の国際感覚を醸成し、世界にひらかれた都市と しての役割を果たすことと、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権 感覚にすぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現の趣旨にも合致するものです。

名古屋市ではこれまで、「名古屋市基本構想」に基づく「名古屋新世紀計画2010」のもと、地域で生活する外国人市民が地域社会の一員として受け入れられ、日常生活で不便や困難を生じることがなく安心して生活できる、外国人市民が暮らしやすいまちづくりを推進してきました。また新たな総合計画である「中期戦略ビジョン」においては、多文化共生のまちづくりを推進することとしています。

名古屋市は、市域内における外国人市民に最も近い行政窓口として、また、外国人市民を直接支援する主体として、多文化共生にかかる個別具体的な取り組みを行ってきましたが、全市的に外国人市民が増加する中で、多文化共生を推進するための取り組みは、地域のニーズを踏まえ、市民生活全般に係るものとして全庁的に推進していくことが必要となってきています。そこで、総合的かつ体系的に多文化共生施策を推進していくための指針として「名古屋市多文化共生推進プラン」(以下、プランという。)を策定しました。

1. プラン策定方針

1-1 プランについて

(1)プランの位置付け

プランは、「名古屋市基本構想」のもと策定された市総合計画を踏まえて、異なる文化や習慣を互いに理解しあい、外国人市民が地域の一員として安心して暮らせる社会を実現するために、名古屋市の今後の方針や考え方を明確にした個別計画です。プランの推進にあたっては、本市の他の個別計画等における外国人市民に係る取り組みと整合性をはかりながら、体系的かつ総合的に進めるための指針として策定しました。

指針であるプランを具体的施策に反映し、その進行管理及び評価を行うために、平成24(2012)年度に実施計画を策定します。

(2)策定までの経過

プラン策定に先立ち、平成22(2010)年9月に、名古屋市外国人市民アンケートを実施し、外国人市民の現状や課題、ニーズの把握を図りました。

平成23 (2011) 年6月から、学識経験者等から意見を聴くため、名古屋市多文化共生推進プラン検討委員会を設置し、多文化共生施策の現状、課題、方向性やあり方に関する検討を進めました。

平成23 (2011) 年7月には、市政アンケートにおいて、市民の外国人に対する意識について調査いたしました。さらに、平成23 (2011) 年9月には、多文化共生にかかわる団体へのアンケート調査をおこない、意見をいただきました。

1-2 計画期間

このプランの期間は、平成24 (2012) 年度から平成28 (2016) 年度までの5年間とします。計画期間中に、国際社会の動向や、国における多文化共生に係る方針など、多文化共生施策をとりまく状況の変化があった場合や、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて、見直します。

2. 基本的な考え方

2-1 多文化共生推進の意義

(1) 外国人市民の権利の保障

多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等に掲げられている外国人の人権尊重の趣旨に合致します。

(2)世界にひらかれた主要都市としての役割

外国人市民と日本人市民との交流・共生を通じて、国際感覚の醸成が図られることにより、世界にひらかれた主要都市としての役割を果たすことができます。

(3)地域社会の活性化

世界にひらかれた地域社会づくりを推進することによって、地域の魅力向上や、国際性豊かな人材が育成されることにより、地域社会の活性化がもたらされます。また、孤立しがちな外国人市民の地域における交流に取り組むことは、人間関係が希薄になりがちな地域社会の再生にもつながります。

(4)安心・安全で快適なまちづくりの推進

外国人市民が日本の法令や習慣に対する理解を深めることを支援し、地域のルールを 守ることや、果たすべき義務への理解を促すことにより、誰もが安心、安全で快適な生 活ができるまちの実現につながります。

(5) ユニバーサルデザインのまちづくり

日本語や日本文化の理解が不十分な外国人市民に対し、「やさしい日本語」の使用などをはじめとした、分かりやすい情報提供を進めることは、誰にとっても分かりやすいユニバーサルデザインのまちづくりにつながります。

2-2 プランの目標と施策の方針

【基本目標】

多文化共生社会の実現に向けた3つのきずなづくり。

- 言葉のきずな -
- 暮らしのきずな -
- 地域のきずな -

【施策の方針】

(1)コミュニケーション支援(言葉のきずな)

日本語によるコミュニケーションが困難なことにより、必要な情報や行政サービスを受けられないことがないよう、情報の多言語化や日本語の学習支援に努めます。また、災害時に備え、日頃から外国人市民と日本人市民が助け合い、対処することができる体制づくりを目指します。

(2)生活支援(暮らしのきずな)

外国人市民が、安心・安全で快適な生活をすることができるように、地域において 生活する上で必要となる基本的な環境を整えるため、生活支援の充実に努めます。

(3) 多文化共生の地域社会づくり(地域のきずな)

外国人市民が、その権利が保障されるとともに、地域社会の構成員として、その役割・義務を果たし、地域を支える担い手となることができるように、外国人市民が地域に溶け込み、社会参画ができるための環境づくりに努めます。

【基本施策の体系】

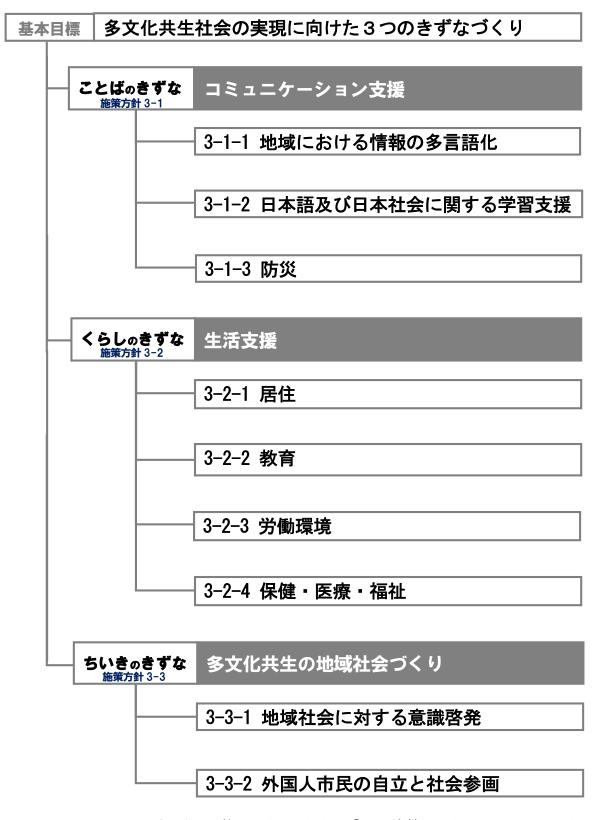
上記の3つの方針を施策に反映させるため、これを次のように体系化し、それぞれの 現状と課題を整理した上で、名古屋市の基本施策の方向性を打ち出します。

※多文化共生社会とは・・・・

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こ うとしながら、地域社会の構成員として共にしあわせに生きていくことができる社 会」

と定義します。

施策方針と基本施策の体系



※行頭に記載してある番号は「3. 施策の展開」における番号

3. 施策の展開

施策方針3-1 コミュニケーション支援

3-1-1 地域における情報の多言語化

【現状と課題】

- ○外国人市民が、地域社会の一員として、安心・安全で快適な生活ができるようにする ためには、行政・生活情報の提供を受けられることや、日常生活における不安や困っ たことを相談ができる環境づくりが必要です。
- ○名古屋市は、外国人市民向けの教育、福祉、防災などの行政・生活情報を、市公式ウェブサイトやパンフレット等の多言語化により提供してきました。
- ○また、名古屋国際センターにおける市政・法律・税務相談など多言語による各種相談 窓口や、語学ボランティア等による通訳・翻訳を進めてきました。
- ○しかし、「平成22年名古屋市外国人市民アンケート調査結果」によると、日本語能力が不十分な外国人市民が、名古屋市の生活情報を入手する場合は、外国語版市公式ウェブサイトや公的な窓口よりも、同じ国籍の友人から入手する割合が最も多くなっている一方で、外国人市民向けに日常生活に役立つ情報を掲載した多言語の小冊子「名古屋生活ガイド」を知っている人の割合は35%と少ないのが現状です。
- ○一方、日本語を読む能力については「不自由なく読める」「読むのには、ほとんど困らない」が38%である一方、「ひらがな、カタカナなら読める」が13%「簡単な漢字、ひらがな、カタカナが読める」が35%となっており、外国人にも分かりやすい「やさしい日本語」の使用が求められています。
- ○外国人市民に、より正確な行政情報を提供するためには、現状の取り組みを充実させ、 その周知を図るとともに、外国人市民のネットワークを利用するなど、より効果的・ 効率的でわかりやすい情報提供のあり方を検討する必要があると考えられます。

【施策の方向】

基本施策① 多様な言語・手段による行政・生活情報の提供

- ○行政サービスや生活情報、地域での催しなど、多文化共生に関わる情報を集約したウェブサイトの開設や、外国人市民向けメールマガジンなど、多様な言語・多様な手段による情報提供を進め、その周知を図ります。
- ○多様なメディア、日本語教室、外国人市民のキーパーソンとの連携による情報提供の あり方の検討や、外国人市民が集まる機会を活用した市政ガイダンスの実施など、効 果的・効率的な情報提供ルートの充実に努めます。
- ○「やさしい日本語」を使った情報提供を進めます。

基本施策② 外国人市民のための窓口サービスの充実

○日本語能力が不十分な外国人市民への対応のため、最も身近な行政窓口である区役所 をはじめとする行政機関や各種相談窓口が、外国人市民にとって利用しやすくなるよ う、行政情報の翻訳、通訳の配置や、名古屋国際センターをとおしたトリオホン(3 者通話)システムの活用など、それぞれの地域の実情に応じ、必要な手段を検討しま す。

基本施策③ NPO等や外国人市民との連携・協働

○多文化共生に関わるNPO・ボランティアや外国公館、大学等へ行政情報を提供する ことによる連携・協働や、外国人市民と積極的に連携し、ネットワークを通じた情報 提供のあり方を検討します。

3-1-2 日本語及び日本社会に関する学習支援

【現状と課題】

- ○日本語能力が不十分であると、居住・教育・労働をはじめ、様々な場面で支障が生じるため、外国人市民が自立した地域の一員として暮らすためには、日本語能力を習得することが必要です。
- ○「平成22年名古屋市外国人市民アンケート調査結果」によると、「単語がわかる程度」・「ほとんどできない」という日本語に不自由な人が、31%みられます。また、日本語が「ほとんどできない」人は、日本での通算滞在年数が2年未満の人に多い傾向があります。
- ○名古屋市内では、NPO・ボランティア等の民間による教室や、名古屋国際センターにおいて、20以上の日本語教室が開催されていますが、同アンケート調査によると、 日本語がほとんどできないにもかかわらず、日本語教室に通っていない人が50%以上となっており、日本語教室における、学びやすい環境づくりが課題です。
- ○また、日本語を勉強していない理由として、「日本語ができるから」に次いで「勉強 をする時間がないから」が多くなっており、就労している外国人市民のために、雇用 している企業の理解と協力を得ることも必要となっています。
- ○また、「平成23年度第1回市政アンケート調査結果」によると、外国人市民が生活 しにくい状況が発生していることについて、市民はその原因を「お互いに文化・習慣・ 宗教の違いを認識・理解していないため」や「外国人市民が、日本で生活する上での ルール・習慣を知らないため」などと考えており、外国人市民に対する日本社会に関 する学習支援が課題となっています。

【施策の方向】

基本施策① 日本語及び日本社会に関する学習機会の充実

- ○名古屋国際センターにおける日本語教室において、日常生活で最低限必要な日本語の 学習支援に努めます。
- ○外国人市民に対して、地域における生活ルール、日本の文化・伝統などを早期に理解してもらうための効果的な学習機会を設けるため、地域において日本語とともに日本社会の習慣等を学ぶ場づくりや、日本人市民と外国人市民との交流の場づくりのための効果的な方法を検討します。
- ○「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」に基づき、外国人労働者が日本語教育・日本の文化や習慣等についての理解を深める機会の提供などを、企業に対し促します。

基本施策② 日本語学習支援の仕組みの充実

○日本語を学習したい時の相談先として、名古屋国際センターや、小中学校に在籍して

いる児童生徒に係る相談先として、日本語教育相談センターにおける取り組みを充実します。

○地域において活動する日本語ボランティアへの支援や、日本語学校、大学、企業、N PO等と連携し、日本語学習支援のあり方と仕組みづくりを検討します。

3-1-3 防災

【現状と課題】

- ○外国人市民の災害に対する意識は、母国の文化や慣習、災害経験の違いや防災知識の 不足などからそれぞれ異なります。さらに、外国人市民は、地域とのつながりが希薄 な場合も多いため、災害時に孤立し、支援の手が届かないことになりやすい状態です。
- ○名古屋市では、東海地震など防災対策についてのパンフレットを作成し、外国人市民 に対する啓発を行うとともに、名古屋国際センターにおいて外国人市民の支援を行う 災害語学ボランティアへの研修などを進めてきました。
- ○一方「平成22年名古屋市外国人市民アンケート調査結果」では、**84%が東海地震が起きることを知っている**一方、「地震や台風への備えを特に決めたり準備したりしているものはない」が36%であり、滞在年数が5年未満と短い人や日本語がほとんどできない人ほどその割合が多くなっています。
- ○東日本大震災の被災地においては、外国人の避難誘導や一人ひとりの安否確認、避難 所や自宅での生活支援、多言語による情報発信や相談センターの開設などの支援が、 行政だけでなく、企業、NPO、ボランティア等により行われました。
- ○また、過去の災害の教訓として、平常時に使っていないツールは緊急時には活用できないということもあり、**災害時に使い方を忘れないような工夫**も必要です。
- ○外国人市民の災害対策を行うためには、「やさしい日本語」や、多言語による情報提供なもちろん、平常時から、外国人市民に対して防災に関する啓発や情報提供を行うとともに、地域やNPO・ボランティアまた外国公館等、関係機関との連携を含めて多様な対策を強化することが急務です。また、外国人が被災した場合には、生活習慣の違いなどにも配慮した支援が求められます。

【施策の方向】

基本施策① 災害への備えと啓発

- ○外国人市民のキーパーソンや、地域の日本語教室を通じて、起震車などを利用した体験学習機会を提供するなどの防災学習・防災訓練への外国人市民の参加促進に努めます。
- ○地域における外国人市民を含めた要援護者への支援体制について、町内会などの地域 コミュニティへの参加による助け合いの仕組みづくりにおいて取り組むことを促し ます。
- ○大規模災害発生時の外国人市民の支援を充実するために、行政機関やNPO等との相互の広域的な連携を強化します。

基本施策② 災害時の通訳・各種ボランティアの育成・支援、連携・協働

- ○通訳・翻訳などを行う外国人支援ボランティアが災害ボランティアと協力して活動する仕組みづくりのため、福祉や教育などの幅広い分野のNPO・ボランティア等が、災害時の備えや、災害時をはじめとする外国人市民の支援について意見交換を行うことができる場づくりを検討します。
- 〇避難所における円滑な受け入れに向けて、災害語学ボランティアの運営・研修や、区 役所との連携を進めます。

基本施策③ 災害時の外国人市民への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携

- ○災害時において、外国人市民に警報や避難情報、生活支援などの必要な情報を、広くかつ迅速に提供することができるように、「災害時多言語情報作成ツール」((財)自治体国際化協会)を活用するとともに、「やさしい日本語」を用います。
- ○災害時の多言語情報を災害時緊急メール、ラジオ等を活用して提供することや、外国 語放送を行っているメディアとの広域的な連携など、外国人市民が日常的に利用して いるメディアを活用した情報提供の体制づくりを検討します。

施策方針3-2 生活支援

3-2-1 居住

【現状と課題】

- ○「平成22年名古屋市外国人市民アンケート調査結果」によると、名古屋市における 外国人市民の住まいの現状は、民間賃貸住宅(アパート・マンション)が40%を占 め、次いで公営住宅(市営住宅・県営住宅)が24%となっています。
- ○名古屋市ではこれまで、市営住宅の入居に関する情報提供を行うとともに、国や県と 連携を図りながら、外国人、高齢者、障害者、子育て世帯の入居を受け入れている民 間賃貸住宅に関する情報提供などを進めてきました。
- ○しかし、同アンケートによれば、**外国人市民が家を見つけるときに困ったこと**として、 家賃等が高かったことの他に、「**外国人を理由に入居を断られた」、「外国人に対応できる不動産業者がなかった(少なかった)」**などの事例も見受けられます。
- ○外国人市民が住宅へ円滑に入居できるように、**民間賃貸住宅等に関する情報提供を充 実**するなど、引き続き支援を進めていくことが課題です。
- ○一方、生活習慣や文化の違い、ごみの出し方などの入居者としての**ルールを知らない** ことなどによるトラブルが発生しないように、地域生活開始時における情報提供や入 居後のフォローも必要です。

【施策の方向】

基本施策① 民間賃貸住宅への円滑な入居支援

○国のあんしん賃貸支援事業の終了後においても、愛知県による新たな支援事業の整備等の動向を踏まえ、引き続き連携を図りながら民間賃貸住宅等に関する情報提供を充実し、円滑な入居支援に努めるとともに、「名古屋生活ガイド」を活用し、ごみの出し方など日常生活を送る上での情報提供を進め、地域での円滑な生活を支援します。

基本施策② 共同生活に関する情報提供

○市営住宅入居時における説明会等で、「市営住宅使用のしおり」を配布し、ごみの出し方など共同生活を送る上でのルールや、自治会活動への参加の呼びかけなどの情報 提供を行うとともに、管理事務所等による個別相談を実施するなど入居後のフォロー を進めていきます。

3-2-2 教育

【現状と課題】

- ○我が国では、「国際人権規約」、「児童の権利に関する条約」を批准しており、外国人児童生徒は国籍に関係なく就学の権利があります。名古屋市立の小中学校では、2,000人以上の外国人児童生徒が在籍しています。
- ○名古屋市では、日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語教育適応学級担当教員による指導や、初期日本語集中教室、日本語通級指導教室での指導に加え、日本語指導講師、母語学習協力員の派遣や、日本語教育相談センターにおける教育相談、翻訳、通訳派遣を通じて学習支援を進めるとともに、教育センターにおける教員への研修や、名古屋国際センターにおいて教育関係者やボランティア、相談員等を対象にした研修などを行い、学習支援の担い手の育成・確保に取り組んできました。
- ○外国人児童生徒が、日本語習得や学校生活への適応の困難など、様々な課題に直面して学ぶ機会や意欲が損なわれるようなことがないように、誰もが平等に教育を受けられる環境の整備が求められます。
- ○さらに、「平成22年名古屋市外国人市民アンケート調査結果」によると、**外国人児童生徒の保護者が教育で困っていることのうち最も多いものが「教育に関する情報の多くが、日本語なのでわかりにくい」**ということであり、**日本語が十分でない保護者に対するサポートも必要となっています**。
- ○また、**名古屋市立の小中学校へ就学していない外国人の子どもの現状把握**も、教育を 受ける機会を保障し、就学支援を進める上での課題となっています。

【施策の方向】

基本施策① 保護者に対する教育制度の情報提供

○日本の学校制度及び学校生活に対する理解を促すために、市政ガイダンスを活用して、 就学前の早い段階からの情報提供に努めます。

基本施策② 学習支援の充実

- ○名古屋市立の小中学校に就学している日本語指導が必要な児童生徒に対し、初期日本 語集中教室や日本語通級指導教室の実施のほか、日本語教育適応学級担当教員や日本 語指導講師、母語学習協力員によるきめ細かい日本語学習支援を進めます。
- ○外国人児童生徒に対する指導・支援体制の充実を図るために、日本語指導や適応指導ができる教員を増やすため、日本語指導を必要とする児童生徒への指導法の研修を実施するとともに、外国語が堪能な教員の適正配置に努めます。

基本施策③ 不就学の子どもへの対応

○名古屋市立の小中学校へ就学していない子どもの現状把握に努めるとともに、就学の 支援を検討します。

基本施策④ 進路指導

○外国人児童生徒やその保護者が、中学校卒業後の進路に関する意識を高めるとともに、 最適な選択ができるように、個々の状況に応じた適切な段階でのきめ細かい情報提供 や進路指導に努めます。

基本施策⑤ 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

○日本人児童生徒と外国人児童生徒が自分の母語や母国の文化を大切にし、お互いの言語、文化の違いを認め合うことができるよう、外国語や外国の文化に触れる機会を拡充するなど、多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進を図ります。

基本施策⑥ 外国人学校との交流

○外国人学校と地域との交流や関連情報の提供に努めます。

3-2-3 労働環境

【現状と課題】

- ○東海地域においては製造業の集積が高く、南米出身者をはじめとして外国人労働者を 多く受け入れてきました。名古屋市は大都市としての特徴があり、様々な国籍の外国 人市民がみうけられます。
- ○ハローワークにおいては、外国人労働者の就業支援を行っていますが、企業における 雇用環境の改善や日本語習得の支援など、**外国人労働者が安全で働きやすい職場環境 を確保することが大きな課題**です。
- ○名古屋市では、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」 を愛知県、岐阜県、三重県の東海三県と地元経済団体とともに策定し、企業の行動を 促しています。また、就労支援、勤労者福祉に関して市民や企業への情報提供の充実 を図っています。

【施策の方向】

基本施策① 就業環境の改善

- ○「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」に基づく取り 組みを、企業に対して促します。
- ○外国人労働者の雇用に関するトラブルについて適切に相談することができるように、 関係機関との連携を強化します。

3-2-4 保健・医療・福祉

【現状と課題】

- ○外国人市民の増加及び定住化にともない、母子保健やエイズ等の感染症対策などの保健の面における対応など、これまで以上に医療・保健・福祉に関するサービスを適切に提供することが求められています。
- ○名古屋市ではこれまで、健康情報やエイズ予防のリーフレット、予防接種、国民健康保険等の手引きの多言語化による情報提供の充実に努めるとともに、名古屋国際センターにおける健康相談、こころの相談の実施や、医療受診サポートボランティア研修の実施など、担い手育成の取り組みも進めてきました。
- ○一方、「平成22年名古屋市外国人市民アンケート調査結果」では、日本での生活で 困っていることとして、「母国語の通じる医療機関が見つからない」ことや、「受診時 における通訳が見つからない」こと、「社会保険の仕組みがわからない」こと、「介護・ 福祉サービスの利用の仕方がわからない」ことが上位にあげられており、安心して医 療を受診できるような支援の充実や、社会保険制度、福祉制度の周知が課題です。
- ○また、国際結婚の増加による夫婦間の言葉や文化、価値観の違いなどから起こる問題 があり、DV(ドメスティック・バイオレンス)への対応も必要となっています。

【施策の方向】

基本施策① 保健・医療・福祉に関する情報提供の充実

- ○国民健康保険、国民年金といった社会保険制度について、市公式ウェブサイトやリーフレット、市政ガイダンス等による多言語での情報提供を行うとともに、これらの社会保険制度への加入促進に努めます。
- ○外国語対応が可能な病院等に関する情報とともに、病院の診療科や検査内容、薬の説明、病状を正確に医師や看護師に伝えるための医療問診票など、基本的な医療情報の 多言語化に努めます。

基本施策② 多言語による疾病等の予防啓発

- ○結核やエイズ、性感染症などに関する正しい知識を伝えるために、リーフレットなど の多言語による情報提供を行い、疾病予防のための意識啓発を図ります。
- ○薬物使用について、国により習慣や法律上の位置づけが異なるため、薬物使用の禁止 を周知徹底するため、関係機関が実施する外国人市民を対象とした薬物乱用防止啓発 活動に協力します。

基本施策③ 医療通訳にかかわる人材の充実

○医療通訳者に関わる外国人市民のニーズと、医療通訳者等の人的資源の効果的なマッチングに、関係機関と連携しながら努めます。

○市内の医療従事者が、外国人患者の診療に資するための方策を、関係機関と連携しな がら検討します。

基本施策④ 健康診断や健康相談の実施

- ○エイズや性感染症も含めた各種健診について、外国人市民に対する情報提供に努め、 幅広く受診を呼びかけます。
- ○医療通訳者や語学ボランティア等と連携を図りながら、多言語による健康診断や健康 相談、メンタルケア等、外国人市民の健康増進に努めます。

基本施策⑤ 母子保健、子育て支援における対応

○母子保健事業に関する情報の多言語化に努めます。また、多言語による子育て教室等 の充実を検討します。

基本施策⑥ DV(ドメスティック・バイオレンス)への対応

- ○外国人被害者に配慮した、DV防止等に関する広報・啓発を進めます。
- ○外国人であることを理由に十分な支援を受けられないという事態が生じないよう、支援団体等と連携を図るとともに、相談窓口への通訳派遣等に取り組みます。

施策方針3-3|多文化共生の地域社会づくり

3-3-1 地域社会に対する意識啓発

【現状と課題】

- ○国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こ うとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことのできる多文化共生社会 を築くためには、日本人市民が文化や習慣の違いを理解・尊重し、外国人市民を受け 入れる姿勢と、外国人市民が地域のルールを守り、義務を果たしながら、地域の活動 に積極的に参加するなど、地域社会に溶け込む努力が必要です。
- ○名古屋市ではこれまで、名古屋国際センターや地域において実施する交流イベントや セミナーの開催などによる啓発を進めてきました。
- ○平成23 (2011) 年度に実施した「名古屋市中期戦略ビジョン成果指標に関するアンケート」では、地域で国籍の異なる人と交流がある市民の割合は32%程度となっており、平成24 (2012) 年度までの目標値(30%)を上回っております。
- ○一方、「平成22年名古屋市外国人市民アンケート調査結果」によると、**55%が地域の活動に参加しておらず、その理由として「活動していることを知らないから」「誘われないから」**などがあげられています。
- ○また、「平成23年度第1回市政アンケート調査結果」では、**多文化共生のまちづくりを実現するために必要だと思うことについて、「地域の生活ルール等を、外国人市民にもわかりやすく情報提供する」ことや「お互いが、生活習慣や文化の違いについての理解を深める」こと**が多くなっています。
- ○このため、多文化共生の啓発や国際理解を進めるための交流イベント等をより身近な 地域で展開するなど、**多文化共生に関する日本人市民と外国人市民双方の理解促進を** 図っていくことが課題となっています。

【施策の方向】

基本施策① 地域住民等に対する啓発

- ○広報なごや、多文化共生に関わる情報を集約したウェブサイトの構築などを通じて、 多文化共生に関する意識の醸成を図ります。
- ○講演会やセミナーなどを通じて多文化共生に関する啓発事業を、地域のニーズに応じて促進します。

基本施策② 多文化共生の拠点と主体づくり

○多文化共生の主体づくりや国際理解教育を促進するため、地域等からの依頼にもとづき名古屋国際センターにおいて実施しているファシリテーターや外国人講師の派遣といった各種国際交流事業の参加者拡大を図るなど、名古屋国際センターが多文化共生の拠点としての役割を果たすよう努めます。

- ○身近な地域における国際理解の促進や多文化共生に関する理解の促進を図るため、地域における日本語教室等が、多文化共生の拠点となり、図書館等が情報発信の場となるよう方策を検討します。
- ○多文化共生の担い手を増やしていくために、大学・ボランティア団体等との連携、協働のあり方を検討します。

基本施策③ 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

○日本人市民と外国人市民がお互いの文化を理解し合えるようにするため、スポーツを 通じた交流、食文化・生活文化を通じた交流など、地域のニーズに応じて、多様な交 流を促進します。

3-3-2 外国人市民の自立と社会参画

【現状と課題】

- ○日本人市民と外国人市民がともに暮らしやすいまちづくりを進めるためには、外国人 市民が支援される立場としてではなく、自らが自立した市民として日本人市民ととも に地域を支える担い手となって地域生活上の問題を解決していく共助の取り組みを 促していくことが重要です。
- ○名古屋市では、名古屋生活ガイドの配布や各種交流イベントを通じて、日本における 地域社会の仕組みに対する外国人市民の理解促進と地域社会への参画促進に努めて きました。
- ○しかしながら、「平成22年名古屋市外国人市民アンケート調査結果」からも外国人市民の地域活動への参加は決して高くないのが実情であり、「活動していることを知らない」や「誘われない」などが参加しない主な理由にあげられていることから、外国人市民への周知のあり方が課題となっています。
- ○また、名古屋市内の大学には、世界各国から3,000人を超える留学生が集まって おり、留学生や外国人材が、多文化共生の担い手として活躍することが、名古屋が国 際都市として発展していく上で求められています。

【施策の方向】

基本施策① キーパーソン及びネットワークとの連携

- ○外国人市民が地域住民として主体的に地域で活動できるよう、名古屋国際センターに おける外国人講師の活用、各種交流イベントや外国人市民との懇談会等を通じて、外 国人市民のキーパーソンの発掘に努めます。
- ○外国人市民と日本人市民とのネットワークづくりに向け、外国人市民のキーパーソン 等と連携に努めます。

基本施策② 外国人市民の意見を施策に反映させる仕組みの導入

○名古屋市の施策に対する外国人市民からの意見・ニーズ等を把握する機会として「外国人市民懇談会(仮称)」の設置を検討します。

基本施策③ 外国人市民の地域社会への参画

- ○外国人市民の地域社会への参画の第一歩として、地域レベルの各種交流イベントへの 外国人市民の参加促進に努めます。
- ○外国人市民と地域の住民の相互理解や交流が進むよう、町内会・自治会等のしくみの 啓発に努めます。
- ○多文化共生の推進に長年貢献しその業績が顕著な個人や団体、地域社会に貢献している外国人市民の活動に対する評価のあり方を検討します。

基本施策④ 留学生・外国人材の能力を活かす場づくり

- ○留学生が多文化共生施策の担い手となれるよう、大学等との連携を図り、留学生支援 のあり方を検討します。
- ○多彩な価値観と高度な専門知識を持つ外国人市民の能力を十分活かせるよう、有識者 会議等への参加など、環境の整備について検討します。

4. プラン推進に向けて

4-1 実施計画の策定

指針であるプランを市の具体的施策に反映し、その進行管理及び評価を行う実施計画を 平成24 (2012) 年度に策定します。

なお、実施計画策定までの間は、プランの方針に基づき、関連施策の展開を行います。

4-2 庁内における推進体制の整備

実施計画の策定に合わせ、多文化共生推進施策に係る庁内推進体制の整備について検討します。また、施策の実施にあたっては、体系的かつ総合的な推進のため、全庁的な会議等を中心に、関係局間の密な連携のもとで推進します。

4-3 関係機関との連携

多文化共生の推進に向けた取り組みは、国や愛知県、(公財) 愛知県国際交流協会、(公財) 名古屋国際センター、企業、NPO・ボランティアなど、多様な担い手が、それぞれの役割に応じて実施しています。施策を効果的に推進していくためには、これらの関係機関と、積極的に連携し、施策を推進していくことが必要です。

そのため、国の施策の動向を注視し、必要に応じて法令等の改善を要望するとともに、愛知県・(公財) 愛知県国際交流協会との情報共有・連携に努めます。また、本市における多文化共生推進事業の中核的な担い手である(公財) 名古屋国際センターとの連携を引き続きおこないます。さらに、外国人労働者を雇用し、活用しているものとして社会的責任を持つ企業に対する啓発や、大学、外国公館、NPO・ボランティア等との連携・協働の強化に努めます。

(公財):公益財団法人